

## Q&A郵便等の不在者投票

### Q1: 障害のため投票所に行くことが出来ないが、どうしたら投票できますか？

⇒ 身体障害者手帳などを持っていて、一定の障害がある人や、介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5となっている人については、郵便等を利用して自宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会で手続きをして、「郵便等投票証明書」を取っておく必要があります。

### Q2: 障害のため字を書いたり外出できないが、どうしたら投票できますか？

⇒ 身体に障害のある人が自宅等で投票用紙に記載することができる「郵便等による不在者投票」という制度がありますが、この制度を利用できる人は、身体障害者手帳等をお持ちで重度の障害のある人（※障害のある身体の部位と等級により対象となる場合とならない場合があります）という要件があります。

また、この要件を満たす人のうち、手や視覚にも重度の障害のある人は、本人にかわってあらかじめ届け出た人が記載する「代理記載」制度があります。

あらかじめ、お住まいの区の選挙管理委員会で手続きをして「代理記載の郵便投票証明書」を取っておく必要があります。